

「中央新幹線(品川・名古屋間)に係る用地取得事務の 委託に関する協定」の変更について

本市においては、全国新幹線鉄道整備法に基づき、平成27年3月に、リニア中央新幹線の建設主体である東海旅客鉄道株式会社と「中央新幹線(品川・名古屋間)に係る用地取得事務の委託に関する協定」を締結し、用地取得事務を進めておりますが、同協定について、一部を変更する協定を締結しました。

1 事務を行う範囲

リニア中央新幹線の建設に係る本市内の用地等の取得予定地のうち、相模川以東の区域(相模川以西は、別途神奈川県が対応)

2 用地取得等が必要な権利者数

権利者数：約850人(想定人数)

3 受託する事務内容

- ・物件調査の監督業務(令和6年3月31日まで)
- ・土地評価
- ・用地等の取得交渉
- ・契約に関する業務等

4 事務に係る費用負担

- ・事務の実施に要する費用は、全額、東海旅客鉄道株式会社が負担。
- ・受託費には、用地取得等の事務に係る職員の人件費や旅費のほか、事務に要する諸費用、不動産鑑定等の調査に要する費用などが含まれる。

5 協定期間

- ・平成27年3月27日から令和7年3月31日まで。
(変更協定締結の日：令和6年2月19日)